

別表 2 (第 2 条関係)
(その 1)

区分	算 出 方 法
加 点 評 点	<p>1 経営事項審査結果 経審点数に 0.7 を乗じて得た数値 (小数点以下切捨て) とする。</p> <p>2 県工事の業種別平均工事成績 業種別平均工事成績評定点 (平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に工事成績評定を行った県工事の成績評定点の平均値に、当該工事の件数ごとに別表 2 (その 2 の 1) により加点した点数。小数点以下切捨て。) の区分に応じ、別表 2 (その 2 の 2) の基準により加点又は減点する。 さらに、上記の期間中に、工事成績評定点が 80 点以上の県工事がある場合は、1 件につき 5 点を加算し、60 点以上 65 点未満の工事がある場合は 1 件につき 10 点を、60 点未満の工事がある場合は 1 件につき 20 点を減ずる。ただし、加算点にあつては、その合計点数が 50 点を超える場合は、50 点とする。</p> <p>3 技術者数 (1) 次に掲げる技術者について、それぞれに定める基準により加点する。ただし、合計点数が 100 点を超える場合は、100 点とする。 ア 土木、建築、舗装、電気・管及びその他の業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、1 級技術者 1 人当たり 5 点 (1 級技術者のうち、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ直前 5 年以内に講習を受講したものについては 1 人当たり 6 点)、基幹技能者等 (登録基幹技能者講習を修了したもの及び建設技能者の能力評価制度に関する告示 (平成 31 年国土交通省告示第 460 号) 第 3 条第 2 項の認定を受けた能力評価基準 (以下「認定能力評価基準」という。) により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者 (以下「レベル 4 技能者」という。) に限る。以下同じ。) 1 人当たり 3 点、2 級技術者等 (認定能力評価基準によりレベル 4 技能者に次ぐものとされた建設技能者 (以下「レベル 3 技能者」という。) を含む。以下同じ。) 1 人当たり 2 点、その他の技術者 1 人当たり 1 点 イ 優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者は、該当業種ごとに 1 人当たり 5 点</p> <p>(2) (1) に加え、土木、建築を除く専門工事業種ごとに、直近の経営事項審査の対象となる技術者について、基幹技能者等 1 人当たり 3 点、2 級技術者等 1 人当たり 2 点、その他の技術者 1 人当たり 1 点を加点する (2 級技能者等及びその他の技術者については、建設業法施行規則別表 4 に定める資格区分のうち、電気工事士法、電気事業法、電気通信事業法、水道法、消防法及び職業能力開発促進法に係る有資格者並びに地すべり防止工事、基礎ぐい工事、建築設備士、計装及び解体工事に係る有資格者並びにレベル 3 技能者に限る)。ただし、合計点数が 35 点を超える場合は、35 点とする。</p> <p>4 継続学習制度 (1) (一社) 全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理／</p>

C P D S (継続的専門能力啓発システム)登録者の取得単位数の合計が 20UNIT 以上の場合、20UNIT につき 2 点を加点する。ただし、合計点数が 40 点を超える場合は、40 点とする。(対象業種：土木のみ)

(2) (公社)愛媛県建築士会が実施する建築C P D (建築士会継続能力開発制度)登録者の取得単位数の合計が 20 単位以上の場合、20 単位につき 2 点を加点する。ただし、合計点数が 40 点を超える場合は、40 点とする。(対象業種：建築のみ)

(3) 直近の経営事項審査の対象となる技術者のうち、(一社)全国土木施工管理技士会連合会が実施する土木施工管理/C P D S (継続的専門能力啓発システム)又は(公社)愛媛県建築士会が実施する建築C P D (建築士会継続能力開発制度)の取得単位を有している技術者の人数が、技術者の人数の合計の 50%以上の場合、5 点を加点する。(対象業種：土木、建築を除く専門工事業種)

5 表彰受賞歴

(1) 過去 5 年間 (平成 28 年度から令和 2 年度まで。2 号及び 3 号において同じ。)に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1 件につき 20 点を加点する。

ア 優良建設工事知事表彰

イ 四国地方整備局優良工事表彰

ウ 四国地方整備局安全工事表彰

(2) 過去 5 年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、表彰対象工事の業種に、1 件につき 10 点を加点する。

ア 四国地方整備局各事務所・管理所優良工事表彰

イ 四国地方整備局各事務所・管理所安全工事表彰

(3) 過去 5 年間に次のいずれかの表彰を受けている場合、すべての申請業種に、1 件につき 10 点を加点する。

ア 建設業退職金共済制度普及協力者表彰

((独)勤労者退職金共済機構理事長表彰)

イ 雇用改善優良事業所表彰

(厚生労働大臣、知事表彰及び(一社)愛媛県建設業協会会長表彰)

ウ 安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する表彰

(厚生労働大臣及び愛媛労働局長表彰)

エ 障害者雇用優良事業所表彰

(厚生労働大臣、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長及び知事表彰)

6 建設業労働災害防止協会加入

建設業労働災害防止協会に加入している場合、10 点を加点する。

7 第三者賠償責任補償保険加入

入札参加資格申請日の属する月の初日において、次の要件をすべて満たす第三者賠償責任補償保険に加入している場合、10 点を加点する。

(1) 工事中及び引渡し後の対人・対物事故を対象とし、下請人に起因する損害を補償の対象に含むものであること

(2) 保険期間が 1 年以上の包括契約であること

8 建設機械の保有・活用状況

(1) 建設機械抵当法 (昭和 29 年法律第 97 号) 第 2 条による建設機械

及び建設業の用に供する作業船を保有（1年7月以上のリースを含む）している場合、1台（隻）につき1点を加点する。ただし、20点を上限とする。

- (2) 経営事項審査結果における、建設機械の所有及びリース台数に応じ、別表2（その3の1）の基準により加点する。
- (3) 経営事項審査において加点対象となる建設機械（大型ダンプ車を除く）の運転業務について、労働安全衛生法に基づく資格保有者の数に応じ、別表2（その3の2）の基準により加点する。

9 地域貢献度

- (1) 過去3年間（平成29年11月1日から令和2年10月31日まで）に、次のいずれかの地域貢献活動を実施した場合に、当該各号に定める基準により加点する。
 - ア 国、県、市町、公益法人等が主催する地域貢献活動へ参加した場合、1回につき2点。ただし、10（6）に掲げるものを除き、20点を上限とする。
 - イ 大規模災害時における応急対策業務に関する協定等、本県との非常事態に関する協定に基づき、応急対策業務等を実施した場合、20点
- (2) 防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者1名につき2点を加点する。ただし、10点を上限とする。

10 担い手確保

- (1) 雇用者数1名につき0.5点を加点（端数切捨）する。ただし、20点を上限とする。
- (2) 現場作業に従事する満35歳未満の技術関係職員数1名につき2点を加点する。ただし、20点を上限とする。
- (3) 現場作業に従事する女性の技術関係職員数1名につき2点を加点する。ただし、10点を上限とする。
- (4) 次のいずれかに該当する場合、10点を加点する。
 - ア 障害者雇用を義務付けられている場合で、法定雇用率を達成しているとき
 - イ 障害者雇用を義務付けられていない場合で、障害者を雇用しているとき
- (5) えひめジョブチャレンジU-15事業受入事業所等登録を行っている場合、5点を加点する。
- (6) 過去3年間（平成29年11月1日から令和2年10月31日まで）にインターンシップ（学生が在学中に県内業者において行う実習や研修的な就業体験をいう。以下同じ。）の受入れ又は出前講座等（学校等が主催する講演等に県内業者が外向き行う建設業に関する座学や実技指導等をいう。以下同じ。）の取組みを行った場合、1回につき5点を加点する。ただし、10点を上限とする。

11 労働福祉

- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）

に規定する育児休業制度を就業規則で定めている場合、5点を加点する。また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している場合、更に5点を加点する。

(2) 建設業退職金共済制度に加入している場合又は退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している場合、5点を加点する。

12 協力雇用主

協力雇用主（再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に定める協力雇用主をいう。以下同じ。）として保護観察所に登録している場合、5点を加点する。

13 不当要求防止活動

平成28年4月1日から令和2年10月31日までの間において、愛媛県公安委員会から委託を受けて、（公財）愛媛県暴力追放推進センターが実施する不当要求防止責任者講習（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に基づく講習）を受講した者が、入札参加資格申請日現在まで引き続き在籍している場合、10点を加点する。

14 経常JVの評点の算出方法

経常JVの評点については、次に掲げる数値に基づき、前記1から13までの方法により算出する。

(1) 経営事項審査結果

次の方法により算出した経審点数

ア 経営規模の審査は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本の額及び職員の数のそれぞれの和を用いて行う。

イ 経営状況の評点は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

ウ 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類ごとに算出した各構成員の技術職員数値のそれぞれの和を用いて行うものとする。

エ その他の審査項目（社会性等）の評点は、各構成員について算定されるその他の審査項目（社会性等）の評点の平均値によるものとする。

(2) 県工事における平均工事成績

ア 業種別平均工事成績評定点 構成員の点数の平均

イ 80点以上又は65点未満の工事件数 構成員の件数の和

(3) 技術者数

構成員の技術者数の和

(4) 継続学習制度

構成員の技術者の学習単位数の和（土木、建築の場合）

構成員の技術者における学習単位取得者の割合（土木、建築を除く専門工事業種の場合）

(5) 表彰受賞歴

構成員の件数の和

(6) 建設業労働災害防止協会加入

構成員のすべてが、建設業労働災害防止協会に加入している場合に1件

(7) 第三者賠償責任補償保険加入

構成員のすべてが、7に定める第三者賠償責任補償保険に加入している場合に1件

(8) 建設機械の保有・活用状況

構成員の8に定める建設機械の保有数の和、及び運転業務の資格保有者数の和

(9) 地域貢献度

ア 地域貢献活動及び応急対策業務等 構成員の件数

イ 防災士等 構成員の防災士、地震被災建築物応急危険度判定士又は被災宅地危険度判定士の資格保有者数の和

(10) 担い手確保

ア 雇用者数 構成員の雇用者数の和

イ 若年及び女性の技術関係職員数 構成員の各技術関係職員数の和

ウ 障害者雇用 構成員のすべてが、12(4)に定めるいずれかに該当する場合に1件

エ 入職促進(その1) 構成員のすべてが、えひめジョブチャレンジU-15事業受入事業所に登録している場合に1件

オ 入職促進(その2) 構成員の10(6)に定める件数の和

(11) 労働福祉

構成員のすべてが、育児・介護休業法に規定する育児休業制度を就業規則で定めている場合に1件、次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に1件、建設業退職金共済制度に加入している場合又は退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している場合に1件

(12) 協力雇用主

構成員のすべてが、協力雇用主に登録している場合に1件

(13) 不当要求防止活動

構成員のすべてにおいて、13に定める講習を受講した者が在籍している場合に1件

15 合併等による評点の算出方法の特例

県内業者同士の合併又は合併と同等とみなし得る事業譲渡(以下「合併」という。)により新たに設立された会社又はその一方が存続した会社(以下「合併会社」という。)の次の各号に掲げる評点については、当該各号に定める方法により算出する。

(1) 合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の県工事における平均工事成績に係る評点 合併前の合併当事会社(以下「合併当事会社」という。)が当該期間中に実施した工事を合併会社の工事とみなす。

(2) 合併後5年を経過しない合併会社の合併前の期間中の表彰受賞歴に係る評点 合併当事会社が当該期間中に受賞した表彰を合併会社が受賞した表彰とみなす。

(3) 合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の地域貢献度に係る評点 合併当事会社が当該期間中に行った地域貢献活動を合併会社が行った地域貢献活動とみなす。

(4) 合併後2年を経過しない合併会社の合併前の期間中の入職促進に

	<p>係る評点 合併当事会社が当該期間中に行ったインターンシップ又は出前講座等の取組みを合併会社が行ったインターンシップ又は出前講座等の取組みとみなす。</p>								
<p>減 点 要 素</p>	<p>平成 30 年 11 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までに入札参加資格停止措置又は建設業法に基づく監督処分（同法第 29 条第 1 項第 4 号の規定に基づく許可取消処分を除く。）を受けている場合には、一の処分案件につき 20 点の基礎点及び次に掲げる処分の区分に応じ定める点数の合計点数を減ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 入札参加資格停止措置（県内業者、県外業者とも愛媛県知事が行った措置に限る。） 1 箇月につき 5 点 2 建設業法に基づく監督処分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指 示 10 点 (2) 営業停止 営業停止期間の日数に応じ、次に掲げる点数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">ア 10 日未満</td> <td>15 点</td> </tr> <tr> <td>イ 10 日～19日</td> <td>20 点</td> </tr> <tr> <td>ウ 20 日～29日</td> <td>25 点</td> </tr> <tr> <td>エ 30 日以上</td> <td>30 点</td> </tr> </table> (3) 許可の取消し 95 点 <p>経常 J V の評点については、構成員ごとに上記の方法により点数を算出し、その合計点数を減ずる。</p> <p>また、合併後 2 年を経過しない合併会社の合併前の期間中の評点については、合併当事会社が当該期間中に受けた処分を当該合併会社が受けた処分とみなして上記の方法により点数を算出し、その合計点数を減ずる。</p>	ア 10 日未満	15 点	イ 10 日～19日	20 点	ウ 20 日～29日	25 点	エ 30 日以上	30 点
ア 10 日未満	15 点								
イ 10 日～19日	20 点								
ウ 20 日～29日	25 点								
エ 30 日以上	30 点								

別表 2

(その 2 の 1) 工事請負件数による加点

土木

土木以外

件数	加点数	件数	加点数
1件	0	1件	0
2件	+1	2件	+1
3～5件	+2	3～5件	+2
6～10件	+3	6件以上	+3
11件以上	+4		

(その 2 の 2) 工事成績評点

業種別平均工事成績評定点	点数	業種別平均工事成績評定点	点数
80点以上	100点	65点～69点	0点
78点～79点	80点	63点～64点	-10点
75点～77点	60点	60点～62点	-30点
73点～74点	40点	60点未満	-50点
70点～72点	20点		

別表 2

(その 3 の 1) 建設機械の所有及びリース台数による加点

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
点数	10	12	14	16	18	20	22	24		26		28		30	

(その 3 の 2) 建設機械運転業務資格保有者数による加点

資格保有者数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
点数	1	2		3			4		5		